

# 農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する 北海道基本計画（素案）の概要 令和4年（2022年） 月 日

【根拠法令】 みどりの食料システム法

【趣旨等】

農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、農林漁業に由来する環境への負荷低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等を講ずる。

- ・ 国は、環境負荷低減事業活動（土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等）の促進の意義、目標等に関する「基本方針」を定める。
- ・ 基本方針に基づき、都道府県及び市町村は、共同して、環境負荷低減事業活動の促進に関する「基本計画」を作成する。
- ・ 「基本計画」は、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を知事が認定する際の基準となるもの。

## 第1章 北海道基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本道の農林漁業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として国民の食を支える役割を果たしていけるよう、北海道と道内179市町村の共同により策定。

### 2 計画の位置付け

「みどりの食料システム法」第16条で定める「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」として作成。

### 3 計画期間

令和4年度（2022年度）から8年度（2026年度）までの、おおむね5年間。

## 第2章 農林漁業における環境負荷低減に関する基本的な方針

### 1 農林漁業における環境負荷低減の意義

農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境の変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業であり、農林漁業における環境負荷低減の取組は、農林漁業の持続的な発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与。

### 2 農林漁業分野における温室効果ガスの排出の状況

温室効果ガスの農林漁業分野における排出量は、全国（令和元年度（2019年度））では4,747万トンで全排出量12億1,200万トンの4%。

一方、道内（平成30年度（2018年度））では701万トンで全排出量6,993万トンの10%となっており、一次産業を基幹産業とする本道では、家畜の飼養頭数が多いことなどから、農林漁業分野の排出割合が全国と比べて2.5倍。

道では、2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指しており、農林漁業においても温室効果ガスの排出削減とその有効活用に取り組むことが重要。

### 3 クリーン農業など環境負荷を低減する取組の状況

道では、これまで全国に先駆けて平成3年度(1991年度)から、健全な土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業や、これらを基本的に使用しない有機農業など、環境と調和した農業を推進。

この結果、単位面積当たりの農薬・肥料の出荷量は、クリーン農業がスタートした平成3年度(1991年度)と比べ、それぞれ4割以上減少。また、有機農業については、道内の有機JASほ場の面積が全国の約4割を占め、全国一位。

### 4 農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向

クリーン農業や有機農業などの取組拡大、省エネルギー型の農林漁業機械・機器やスマート農林漁業技術の導入加速化、家畜排せつ物などを活用した再生可能エネルギーの導入などによる温室効果ガス排出量の削減、道総研や民間企業などと連携した新たな技術の開発や普及を推進。

さらに、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者による環境保全型農業や温室効果ガス排出量の削減に資する活動を促進。

## 第3章 環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項

### 1 環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標は、次のとおりとします。

目標指標	現状	目標
燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量	検討中	検討中 (国：10.6%削減)
化学農薬使用量 (リスク換算)	検討中	検討中 (国：10%低減)
化学肥料使用量	検討中	検討中 (国：20%低減)
YES!clean農産物作付面積	17,734ha (H30年度)	20,000ha (R6年度)
有機農業取組面積	4,817ha (R2年度)	11,000ha (R12年度)
GNSSガイダンスシステムの累計導入台数	11,530台 (H30年度)	26,000台 (R7年度)

### 2 環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のいずれかのとおり。

#### (1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

有機農業や特別栽培農産物、YES!clean表示制度に基づく生産方式の導入など。

#### (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

農林漁業における省エネルギー型の機械・機器の導入、ヒートポンプや木質バイオマス、工場等からの廃熱や地中熱・雪氷冷熱等の再生可能エネルギーの活用など。

#### (3) その他

土壌への炭素の貯留に資する生産方式、化石資源由来のプラスチック使用量の削

減に資する生産方式の導入など。

### 3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

※ 現在、市町村へ意向確認中。

### 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される次の基盤確立事業については、道総研や民間企業などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進。

- ・ 総合的病害虫・雑草管理技術など、化学農薬の使用削減に向けた技術開発
- ・ センシング技術など化学肥料の使用削減に向けた技術開発
- ・ ICT・AIなどの先端技術を活用した化学肥料・化学農薬の使用削減に向けた技術開発
- ・ 病害虫に強い品種の開発
- ・ 低メタン産生牛の開発やメタン・一酸化二窒素抑制飼養管理技術の開発
- ・ 農地及び草地土壌における炭素貯留技術の開発 など

### 5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費を促進するため、地産地消の観点から「愛食運動」に取り組む。

クリーン農業や有機農業は、化学肥料や化学農薬の節減、あるいは使用しないなど、環境への影響を低減する農業生産の方法であることから、その農産物等の流通及び消費の促進について、次の取組を推進。

#### (1) クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりや化学肥料・化学農薬の使用を最小限に留めるクリーン農業の重要性などを農業者に啓発し、クリーン農業の拡大を推進。  
クリーン農業の温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などについて広く発信し、消費者や流通・販売事業者の理解を促進。

#### (2) 有機農業と有機農産物

有機農業が環境に対する負荷を低減させ、SDGsやカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることへの消費者の理解を醸成する取組を推進。  
量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進。

### 6 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

#### (1) 道の推進体制

庁内関係部局と横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進。

#### (2) 市町村や農林漁者等との連携・協働

農林漁業者の主体的な取組を基本に、道や市町村をはじめ農林漁業団体や試験研究機関などが、それぞれの役割に応じ、創意と工夫による連携・協働の取組を推進。  
また、市町村と連携し、モデル的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進。

#### (3) 進行管理

計画の推進に大きな影響がある場合には、見直しなど必要な措置を実施。